

専門家と連携して

空き家対策を進めています

問い合わせ 住宅政策課 (☎8516572)

空き家で悩む前に
相談しませんか？

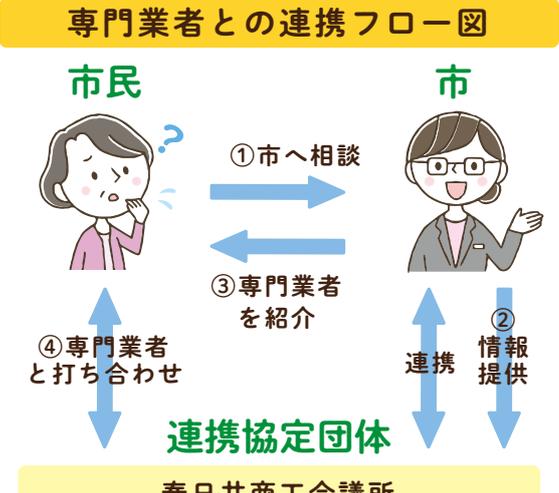
市は空き家の
流通を支援しています

空き家で分からないことを解決するために市が内容を伺い、最適な専門業者を紹介します。一人で悩まず、気軽に問い合わせてください。

市は、空き家の流通が進むよう空き家の購入を支援する制度(下記参照)などさまざまな制度を用意しています。この機会に、空き家の売却を検討してみませんか。

相談例

- ・空き家を売却したい
- ・家財を処分したい
- ・相続について相談したい など



春日井商工会議所
(公社)愛知県宅地建物取引業協会
(一社)住まい管理支援機構

【専門業者の例】
・宅地建物取引士 ・司法書士 ・税理士 など
※専門業者の派遣には、個人情報同意書の提出が必要

売却者の声



築40年の空き家を所有しており悩んでいました。市へ相談したところ、分からないことを何でも相談できる業者さんを紹介していただき、売却することができました。

NEW 空き家地域貢献活用事業補助金

空き家を利活用して、地域貢献につながる事業を実施する団体に補助金を交付します。

- 対** 法人または任意団体
- 補** 100万円(2団体を予定)
- 対象経費**: 空き家の改修に係る経費(壁紙または床の仕上げ、屋根または外壁の修繕など)
- 申** 6月15日(火)～7月30日(金)に、直接、住宅政策課へ
- ※事業計画書などによる審査あり



拡充 空き家関連補助金

- 空き家付き土地購入事業** 上限50万円
- 対** 空き家付き土地(1年以内使用されていない分譲マンションを含む)を購入し、居住する人
- 空き家建替え事業** 上限50万円
- 対** 自身(または二親等内の親族)が所有する空き家を解体し、新築後に居住する人
- ・契約前の申請が必要
- ・子育て世帯や転入世帯の場合は、上乘せ補助あり
- ※詳しくはホームページなどで確認してください。他にも解体やリフォームの補助などがあります。



「空き家」とは:1/2以上が居住の用に供されていたもので、1年以上使用されていない住宅

空き家セミナー&相談会 「空き家の終活～遺して安心、継いで嬉しい相続～」

トラブルの多い「実家の相続」について、後悔しない大切なポイントを解説します。また、専門家による相続、売買、利活用などに関する相談会を開催します。

- 時** 7月4日(日) セミナー…午前10時30分から 相談会…午後1時から
- 場** 市役所12階大会議室 **定** 40人(抽選) **講** 山田税理士事務所税理士・山田知広
- 申** 電話か市ホームページの応募フォームから、住宅政策課へ



時 とき 場 場所 定 定員 講 講師 対 対象 補 補助額 申 申し込み